

令和3年土幌町議会第4回定例会

1 議事日程 令和3年12月7日(火曜日) 午前10時開会

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
日程番号2 議案第5号 土幌町の休日を定める条例等の一部を改正する条例案
日程番号3 議案第6号 土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
日程番号4 議案第7号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
日程番号5 議案第8号 令和3年度土幌町一般会計補正予算
日程番号6 議案第9号 令和3年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
日程番号7 議案第10号 令和3年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程番号8 議案第11号 令和3年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算
日程番号9 議案第12号 令和3年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算

2 出席議員

- | | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 1番 加藤 宏一 | 2番 河口 和吉 | 3番 大西 米明 | 5番 伊藤 健蔵 |
| 6番 清水 秀雄 | 7番 牧野 圭司 | 8番 曾我 弘美 | 9番 中村 貢 |
| 10番 森本 真隆 | 11番 大野 明 | 12番 矢坂 賢哉 | 13番 秋間 紘一 |

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

- | | | | |
|-----|-------|--------|-------|
| 教育長 | 土屋 仁志 | 代表監査委員 | 佐藤 宣光 |
|-----|-------|--------|-------|

5 町長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 副町長 | 高木 康弘 | 総務企画課長 | 亀野 倫生 |
| 会計管理者 | 上野 清子 | 町民課長 | 藤内 和三 |
| 保健福祉課長 | 藤村 延 | 健康介護担当課長 | 三島 裕子 |
| 産業振興課長 | 西野 孝典 | 建設課長 | 田中 敏博 |
| 建設課施設担当課長 | 上山 英樹 | 子ども課長 | 角田 淳二 |
| 特老施設長 | 齋藤 英雄 | 病院事務長 | 増田 達也 |
| 消防課長 | 土屋 政勝 | | |

6 教育長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| 参事 | 川口 久 | 教育課長 | 小野寺 務 |
| 給食センター所長 | 加納 正信 | 高校事務長 | 木下 雅子 |

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

- | | |
|------|------|
| 事務局長 | 若原 裕 |
|------|------|

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長

佐藤 慶岩

総務係長

猪狩 賢明

9 会議録

会議の経過

(午前10時00分)

| | | |
|---|-------|---|
| | 秋間議長 | <p>ただいまの出席議員は12名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>報告事項を申し上げます。町長は病気療養のため、農業委員会会長は所用のため欠席届が提出されております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> |
| 1 | | <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、河口和吉議員及び3番、大西米明議員を指名します。</p> |
| 2 | | <p>日程第2、議案第5号「土幌町の休日等を定める条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> |
| | 高木副町長 | <p>議案第5号 土幌町の休日等を定める条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、年末年始に係る町の休日及び関係施設の休館日等を国及び北海道の定める休日に合わせ変更するため、関係条例の一部を改正を行うものであります。</p> <p>説明資料の6ページを御覧願います。ここの土幌町の休日等を定める条例でございます。第1条で町の機関の執務を原則として行わない日を規定してございまして、土曜日、日曜日、祝日のほかに第3号で、現行の欄であります。12月31日から翌年の1月5日までを年末年始の休日としておりますけれども、改正案の国及び北海道が定めております12月29日から翌年の1月3日までに改めようとするものであります。年末年始の休日の日数に変更はございません。</p> <p>議案のほうに戻っていただきまして、第1条の改正では、ただいま説明いたしました土幌町の休日等を定める条例のほか、職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例におきましても同様に改め、総合研修センター設置条例、公民館設置条例、へき地保育所条例、幼保連携型認定こども園条例では休館日、休園日を同様に改めるものであります。</p> <p>第2条の地域活動支援センター、多目的研修集会施設、いわゆるコミセンについても同様の内容であります。現行の年末年始の休日の文言の中に翌年という文言が入っていないために別の条での改正となったものであります。</p> <p>附則の施行日であります。この条例は、令和4年4月1日から施</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>行するものでありまして、休日に変更になるのは来年の年末からであります。</p> <p>以上、議案第5号の説明といたします。</p> |
| 秋間議長 | <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p> |
| 秋間議長 | <p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p> |
| 秋間議長 | <p>討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> |
| 秋間議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> |
| 3 | <p>日程第3、議案第6号「土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> |
| 高 木 副 町 長 | <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第6号 土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に係る出産育児一時金の支給額の改正により条例を改正するものであります。</p> <p>説明資料の11ページを御覧願います。現行出産育児一時金については、国民健康保険条例で定める40万4,000円に健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、産科医療補償制度に基づく1万6,000円を加算いたしまして、合計42万円を支給しておりますが、この産科医療補償制度の見直しによりまして令和4年1月1日より加算額が1万2,000円に引き下げられることから、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持するため、出産育児一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に改めようとするものであります。</p> <p>議案のほうに戻っていただきまして、附則の施行期日でありますけれども、この条例は、令和4年1月1日から施行するものであります。</p> <p>次に、経過措置であります。施行日前の出産に係る給付については、なお従前の例によるものであります。</p> <p>以上、議案第6号の説明といたします。</p> |
| 秋間議長 大西議員 | <p>これから質疑を行います。ありませんか。3番、大西議員。</p> <p>ちょっと確認します。今までは、出産一時金として42万円を個々の人に支給していたと。それで、そのうちの3万円はまたバックして、障がい者が生まれたときに使うからということで、実際には39万円しか支給していなかったのではないのかなと思うのですが、その辺はどうなっているのですか。</p> |
| 秋間議長 | <p>保健福祉課長。</p> |

| | |
|--------------|--|
| 藤村保健 福祉課長 | 保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。 現在42万円の支給をしております。 以上です。 |
| 秋間議長 大西議員 | 3番、大西議員。 42万円を支給するのだが、そこから3万円をバックして、その金は、 子供生まれるときに障がい起きた、いろいろあったので、あの頃10 0万人生まれるから、約300億円を国がプールして、もし障がい者出た ときに20年間にわたって2,000万円ずつの助成をするということで3 万円みんなバックして、本当に実際に当たるのは39万円しか当たらない のです、あの当時。支給は42万円というのは、そんなこと知ってい ます、言わなくたって。もし障がい者が出たときのそういう金の3万 円も今はどうなっているのだと言っているのです。 |
| 秋間議長 | 暫時休憩します。 |
| | 午前10時08分 休憩 午前10時19分 再開 |
| 秋間議長 | 休憩を解きます。 それでは、副町長、ただいまの関係の今行った答弁を新たにお願 いします。副町長。 |
| 高 木 副 町 長 | 産科医療補償制度も時代とともに変化をしてきているということで ありまして、この制度が平成21年にできたということなのですが、そ の当時は掛金としては1分娩当たり3万円ということでございま した。その後平成27年からはそこが1万6,000円に変わり、今回来年の 1月からは1万2,000円に変わっていくということでの時代の変遷と ともに制度が変わってきたということで、合計42万円ではありますが、 その掛金が必要だということで、実質は一番最初は39万円だったわけ ですが、今回はそれが40万8,000円という形になるものでございます。 |
| 秋間議長 大西議員 | 3番、大西議員。 理解できました。その3万円を掛金が減ってきて、今回は来年から 1万2,000円をそこから引くと、トータルは42万円だが、というこ とで3万円が1万2,000円になったということですね。そういう障がい 児が生まれることが少なくなってきたのだと思うのです。だから、掛 金が少しでもよかったのだと思うのです。そういう制度が変わってき たのですよね。そう理解すればいいね。 |
| 秋間議長 | それでは、次の方ありませんか。 (な し) |
| 秋間議長 | 質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し) |
| 秋間議長 | 討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。 |

| | | |
|---|--------------|---|
| | | <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> |
| 4 | 秋間議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第4、議案第7号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> |
| | 高 木 副 町 長 | <p>議案第7号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、地方税法の改正により未就学児の国民健康保険税均等割の減額を定めるため、条例を改正するものであります。</p> <p>説明資料の12ページを御覧願います。新旧対照表については13ページからになってございますが、改正の要旨で説明をさせていただきます。全世代対応型の社会保障を構築するための健康保険法などの一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正によりまして、未就学児の国保税均等割の軽減を行うものでございます。</p> <p>改正内容の欄を御覧願います。国保税については、医療分、後期高齢者支援金分と40歳から64歳までの方を対象としている介護納付金分の3区分に分けて賦課をさせていただいておりますが、このうち医療分と後期高齢者支援金分の均等割額について世帯内に未就学児、つまり小学校入学前のお子さんがある場合に未就学児に係る均等割額を10分の5軽減するものであります。</p> <p>最初に、医療分の表を御覧願います。現行軽減なしの所得区分では3万円でございますけれども、10分の5が減額をされまして半分の1万5,000円に、2割、5割、7割軽減についても同様にそれぞれ半分に軽減をされます。</p> <p>次に、後期高齢者支援金分につきましても同様に10分の5が軽減されまして半分になるものであります。</p> <p>そのほか文言の修正、法律改正に合わせた所要の規定を整備するものであります。</p> <p>なお、この軽減に伴う減収分については、国が2分の1、道が4分の1、市町村が4分の1の割合で負担をするものであります。</p> <p>議案の12ページに戻っていただきまして、附則の施行期日でありませけれども、この条例は、公布の日から施行いたしますけれども、未就学児の均等割の軽減に係る改正については、令和4年の4月1日からの施行となります。</p> <p>次に、適用区分ですが、令和3年度分までの国保税については、なお従前の例によるものでございます。</p> <p>以上、議案第7号の説明といたします。</p> |
| | 秋間議長 | <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> |

| | | |
|---|--------------|--|
| | | (な し) |
| | 秋間議長 | 質疑を終わり、これから討論を行います。 |
| | | (な し) |
| | 秋間議長 | 討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 |
| | | (異 議 な し) |
| | 秋間議長 | 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 5 | | 日程第5、議案第8号「令和3年度土幌町一般会計補正予算」 を議題といたします。 |
| | 亀野総務 企画課長 | 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。 それでは、総務企画課長、亀野よりご説明申し上げます。 議案第8号 令和3年度土幌町一般会計補正予算[第6号]ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,416万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億6,656万9,000円に改めようとするものでございます。 今回の補正につきましては、農業振興に関わる事業採択及び子育て世帯への臨時特別給付並びにふるさと納税の寄附額の増額等に伴う経費のほか、原油価格高騰のあおりを受け、各種燃料価格の急騰に伴い、各施設の燃料費上げが主な内容となっております。なお、10節需用費のうち燃料費につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。 それでは、ご説明をいたしますので、10ページを御覧願います。2款1項1目一般管理費では、個人情報保護法改正に伴い、条例改正の円滑な施行に向けたロードマップの資料作成などを行うため、12節委託料に新個人情報保護制度対応支援業務委託料176万円を追加をいたします。 次に、6目企画費では、7節報償費から12節委託料はふるさと納税の寄附額の増額等に係る経費など合わせて6,180万5,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては、指定寄附金6,000万円を充当いたします。 次に、1目飛ばしまして、10目地域生活交通確保対策事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、路線バスの減便や利用客の減少が際立ち、例年にない赤字額となったことから、路線バス運営会社に対して実績に応じ、18節負担金補助及び交付金に地域生活交通路線維持費補助金350万円を追加し、特定財源につきましては国鉄土幌線代替輸送確保基金繰入金を同額充当いたします。 次に、11ページに移りまして、14目愛のまち建設基金費は、一般寄附及びふるさと納税の寄附額の増額により積立金6,392万8,000円を追加し、特定財源として指定寄附金を同額計上いたします。 |

次に、3款1項1目社会福祉総務費では、子育て世帯への臨時特別給付金事務に必要な費用について10節需用費に消耗品費25万円と印刷製品本費に1万3,000円を追加し、11節役務費に福祉センター内Wi-Fi環境整備としてポケットWi-Fiを導入するため電話料4万4,000円を追加し、郵便料10万1,000円、合わせて14万5,000円を追加をいたします。特定財源につきましては、一部財源補正を行い、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金ほか297万4,000円を充当いたします。

次に、4目老人福祉費につきましては、認知症施策等総合支援事業補助金76万円の財源補正を行うものでございます。

次に、5目老人福祉施設費では、特別養護老人ホームの施設燃料費引上げに対して、27節繰出金に介護サービス事業繰出金300万円を追加をいたします。特定財源につきましては、地方創生臨時交付金の追加に伴い320万5,000円の財源補正を行うものでございます。

次に、7目国民健康保険費では、滞納整理機構町村負担金精査に伴い、27節繰出金を26万8,000円を減額をいたします。

次に、12ページをお開き願います。3款2項2目認定こども園費では、排せつ障がい配慮対策として14節工事請負費にトイレ改修工事10万2,300円を追加をいたします。特定財源につきましては、広域入所他町村負担金9万9,000円、子育て支援対策事業費補助金67万円、合わせて76万9,000円の財源補正を行うものでございます。

次に、1目飛ばしまして、4目児童手当費では、国の施策に対応するためのシステム改修費用として、12節委託料に児童手当システム改修委託料272万8,000円、子育て世帯への給付金システム改修委託料209万円、合わせて481万8,000円を追加し、18節負担金補助及び交付金に子育て世帯への臨時特別給付金3,900万円を追加をいたします。次に、22節償還金利子及び割引料については、実績に伴い児童手当負担金返還金183万9,000円を追加をいたします。特定財源につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金4,109万円を充当いたします。

次に、5目子育て支援推進費では、支給時期見直しに伴い19節扶助費に高等学校等就学助成金450万円を追加をいたします。

次に、7目未熟児養育医療費につきましては、実績に伴い22節償還金利子及び割引料に未熟児養育医療費国庫負担金返還金29万9,000円を追加をいたします。

次に、13ページに移りまして、4款1項6目新型コロナワクチン接種事業費では、3回目の接種に必要な費用として10節需用費から17節備品購入費まで合計1,212万1,000円を追加をいたします。特定財源につきましては、国道支出金を同額充当いたします。

次に、下段になります。6款1項3目農業振興費では、農畜産物加

工研修施設しほろキッチンに旧施設から使用していた屋外プレハブ冷凍庫が故障し、機種が古く修理が困難なことから、新たに施設内に冷凍保管庫を設けるため、14節工事請負費に農畜産物加工研修施設冷凍庫設置工事500万円を追加し、18節負担金補助及び交付金に事業採択に伴い産地生産基盤パワーアップ事業補助金7,252万5,000円を追加をいたします。特定財源につきましては、道補助金7,252万5,000円を充当いたします。

次に、14ページをお開き願います。6款2項1目林業振興費では、23節で十勝大雪森林組合への出資金85万7,000円を追加し、特定財源として令和2年度の事業配当金を同額充当するものでございます。

次に、7款1項1目商工振興費では、空き店舗対策及び空き家解体助成を行う費用として、18節負担金補助及び交付金に商工業活性化推進事業助成金400万円を追加をいたします。特定財源につきましては、地方創生臨時交付金の追加に伴い300万円の財源補正を行うものでございます。

次に、2目観光振興費では、コロナの影響を受けている道の駅ピア21しほろの集客減少に伴う支援策として、家賃相当分を12節委託料に304万8,000円を追加し、道の駅しほろ温泉施設浴場ほか施設設備改修に伴い14節工事請負費に104万5,000円を追加し、コロナ禍で農畜産物やその加工品の消費が低迷している中、ふるさと納税は昨年、今年度と順調に推移していることから、さらなる需要を掘り起こすためにも需要時期に合わせた返礼品発送体制を確保し、本町の特産品である農畜産物や加工品の貯蔵保管体制を補うために特産品保管冷凍冷蔵庫設置工事2,500万円を追加をいたします。特定財源につきましては、地方創生臨時交付金300万円の財源補正を行い、愛のまち建設基金繰入金2,500万円を充当いたします。

次に、8款2項2目道路橋梁維持費では、道路維持作業車修繕に伴い10節需用費に修繕料177万7,000円を追加をいたします。

次に、15ページに移りまして、10款2項小学校費、2目教育振興費では、国や道が感染症対策のより一層の促進を図るために家庭での学習が行えるよう端末の持ち帰りに必要な生徒用タブレットA Cアダプター購入費用として10節需用費に消耗品費105万9,000円を追加し、特定財源につきましては学校保健特別対策事業費補助金15万円を充当いたします。

次に、10款3項2目教育振興費では、2項小学校費同様生徒用タブレットA Cアダプター購入費用として10節需用費に消耗品費65万1,000円を追加し、平田文庫寄附に伴い17節備品購入費に図書購入費10万円を追加をいたします。特定財源につきましては、学校保健特別対策事業費補助金5万円、愛のまち建設基金繰入金10万円を充当いたします。

次に、10款4項2目教育振興費では、2項小学校費同様生徒用タブレットACアダプター購入費用として10節需用費に消耗品費57万2,000円を追加し、特定財源につきましては学校保健特別対策事業費補助金10万円を充当いたします。

次に、16ページをお開き願います。中段になります。10款5項3目公民館費につきましては、上居辺農業会館修繕に伴い18節負担金補助及び交付金に上居辺地区公民館施設負担金66万円を追加をいたします。

次に、歳出についてご説明をいたしますので、9ページを御覧願います。特定財源以外の一般財源ですが、19款1項1目繰越金に4,103万3,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。10番、森本議員。

森本議員 15ページ、教育費になりますが、小学校、中学校、高等学校、それぞれ持ち帰り学習の対応ということでACアダプターの購入であります。実際に持ち帰り学習というものが実施されるのはどの時期になってくるのかお答えください。

秋間議長 教育課長。

小野寺教育課長 教育課長、小野寺のほうから回答させていただきますが、現在も試験的にといいますか、学年単位ですとかクラス単位で持ち帰りをやっている小学校、へき地の小学校ですが、やっております。今後冬休みに向けまして、クラス単位ですとかそういうことをするためにまずはACアダプターを、1日とかであればバッテリーはいいのですが、2日以上になりますとやはり充電をしなければならないということで、今回冬休み対策と今後の持ち帰りのために購入させていただくということでもあります。

以上です。

秋間議長 10番、森本議員。

森本議員 冬休みが初めて大がかりに持ち帰りになるのではないかなと考えますが、課題、宿題の持ち帰り以外で何か想定をしているものはあるのでしょうか。

秋間議長 教育課長。

小野寺教育課長 それぞれ学校のほうで準備をしておりますが、できれば対面的なチームスを使ったその日、その日の子どもたちの健康観察もできるようなことも踏まえて、学習以外にはそのようなホームルーム的なものもできるように考えているところです。

以上です。

秋間議長 10番、森本議員。

森本議員 冬休み中の双方向の利用も想定しているということではありますが、

| | |
|--------------|---|
| | 冬休みが始まる時に子供たちは多くのプリント等を持ち帰るのですが、それらを例えばファイルとしてタブレットに入れておく、それを保護者が見るということで、子供たちの利用だけではなくて、一旦保護者の目を通るというシステムのつくり方もあるのではないかなと思いますので、今後検討をいただきたいと思います。 |
| 秋間議長 | そのほかありませんか。 (な し) |
| 秋間議長 | それでは、質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し) |
| 秋間議長 | 討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し) |
| 秋間議長 | 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。 |
| 6 | 日程第6、議案第9号「令和3年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」 を議題といたします。 |
| 藤村保健 福祉課長 | 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。 保健福祉課長、藤村から議案第9号 令和3年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ435万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,887万5,000円に改めようとするものであります。 歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款2項1目賦課徴収費は、十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金を26万8,000円減額し、特定財源として事務費繰入金と同額減額するものであります。 2款1項2目高額療養費400万円、3目出産育児諸費42万円の追加は、実績見込みに応じて追加するもので、特定財源として道保険給付費等交付金をそれぞれ同額見込んだところでございます。 8款1項2目償還金20万5,000円の追加は、前年度の保険給付費等の実績が確定したことによる返還のため、特定財源として前年度繰越金を同額見込んだところでございます。 歳入については、特定財源で説明していますので、省略いたします。 以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。 |
| 秋間議長 | これから質疑を行います。ありませんか。 (な し) |
| 秋間議長 | 質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し) |
| 秋間議長 | 討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。 |

| | | |
|---|----------|---|
| | | <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 7 | 秋間議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第10号「令和3年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> |
| | 藤村保健福祉課長 | <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、藤村から議案第10号 令和3年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億814万3,000円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金49万7,000円の増額は、保険料と負担金の実績による増額で、特定財源として現年度分特別徴収保険料を同額充当するものであります。</p> <p>歳入については、特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| | 秋間議長 | <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p> |
| | 秋間議長 | <p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p> |
| | 秋間議長 | <p>討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 8 | 秋間議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第11号「令和3年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> |
| | 藤村保健福祉課長 | <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、藤村から議案第11号 令和3年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額をそれぞれの額に改めようとするもので、歳入歳出の総額に変更はございません。</p> <p>内容をご説明いたしますので、4ページをお開き願います。2款1項1目居宅介護サービス給付費は70万円の減額、9目居宅介護サービス計画給付費も110万円の減額、5ページに移りまして2款2項1目介護予防サービス給付費は120万円の増額、7目介護予防サービス計</p> |

| | |
|---------|--|
| | 画給付費は60万円の増額で、理由は実績見込みによるもので、特定財源の内訳は制度のルールに基づき、記載のとおり、それぞれ同額を増減するものでございます。 |
| | 以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。 |
| 秋間議長 | これから質疑を行います。ありませんか。 (な し) |
| 秋間議長 | 質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し) |
| 秋間議長 | 討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し) |
| 秋間議長 | 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 9 | 日程第9、議案第12号「令和3年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算」 を議題といたします。 |
| | 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。 |
| 齋藤特養施設長 | 特別養護老人ホーム施設長、齋藤より議案第12号 令和3年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明申し上げます。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,509万8,000円に改めようとするものであります。 初めに、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費の10節需用費につきましては、施設暖房給湯用の燃料費高騰から燃料費300万円を増額するものであります。 続きまして、歳入についてご説明いたしますので、4ページを御覧願います。3款1項1目一般会計繰入金を300万円追加し、歳入歳出の均衡を図るものであります。 以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。 |
| 秋間議長 | これから質疑を行います。ありませんか。 (な し) |
| 秋間議長 | 質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し) |
| 秋間議長 | 討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し) |

| | |
|------|---|
| 秋間議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>「閉会中継続調査申出書」を議題といたします。</p> <p>議会運営委員会、産業厚生常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申出があります。</p> <p>お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p> |
| 秋間議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p> <p>以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。</p> <p>したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p> |
| 秋間議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。</p> <p>これで本日の会議を閉じます。</p> <p>令和3年第4回土幌町議会定例会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">(午前10時50分)</p> |